

平成17年7月7日

社会保障審議会医療保険部会  
部会長 星野進保様

医療保険部会委員 浅野史郎

意見書の提出について

医療保険制度改革について、別添の意見書を提出いたします。

平成17年7月7日  
全国知事会

## 医療保険制度改革に関する意見

### はじめに

高齢化が進み、少子化の流れが止まらない中で、国民健康保険は被保険者に高齢者や無職者を多く抱え、一般会計から多額の繰り入れを余儀なくされるなど非常に厳しい財政状況に陥っている。この構造的問題を解決するためには、国民健康保険制度のみならず医療保険制度全体の抜本的な改革を行い、給付と負担の公平を図り、安定的で持続可能な制度とすることが不可欠である。

また、医療保険制度のみならず、介護保険制度、年金制度等、総合的な社会保障制度論の中で抜本的改革の議論を深め、制度設計を行うべきである。

さらに、昨年度は、医療保険制度改革の議論の最中に、三位一体改革の名の下に唐突に国民健康保険制度に都道府県負担が導入されたが、今後このような、真摯な議論を軽視し、国と地方の信頼関係を損なうような措置は絶対に行わないことを強く求める。

### 1 医療保険制度の抜本的改革について

国民健康保険制度の構造的問題を解決し、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、国は、全ての医療保険制度を全国レベルで一元化する道筋を示すべきである。

一方、一元化には、国・都道府県・市町村の役割分担を踏まえた具体的なプロセス、被用者と自営業者の所得捕捉問題、被保険者の資格管理と保険料（税）の賦課・徴収、地域保健との関係等解決すべき課題も多く、短期的には実現困難な面もある。国においてそれらの課題を整理して、具体的に関係者と協議を進める必要がある。

### 2 国民健康保険の保険者の再編・統合について

国民健康保険の保険者は、医療保険制度の一元化が実現するまでの間、引き続き、保健・介護・福祉事業の中心的な実施主体であり、保険料（税）の

賦課・徴収、被保険者管理等に実績のある市町村とすべきであるが、その前提として、国が責任を持って財政支援を行うべきである。

また、保険事業運営について、二次医療圏単位等で、広域連合、一部事務組合といった広域的な手法を用いることもありうるが、市町村合併が進む中で、あくまでも地域の実情に応じ、市町村の自主的な判断によって検討されるべきものである。この際、都道府県は、広域的自治体という立場、国民健康保険法上の助言の権限を有する立場から、技術的な助言や情報提供、関係者間の連携に向けた調整等の必要な支援を行う。

なお、都道府県が保険者の役割を担うことは、国民健康保険の構造的問題の抜本的な解決にはならず、市町村が被保険者管理業務並びに保険料（税）の賦課・徴収を担っている現状を考慮すると、事業運営の責任主体があいまいになり、問題である。

### 3 高齢者医療制度について

高齢者医療制度をどう考えるかは、医療保険制度全体を持続可能で安定的な制度として構築できるかどうかを左右する大きな課題である。

現在の老人保健制度については、給付と負担の関係が不明確であり、運営責任の所在があいまいである等の問題点がある。これらをどう整理し解決するのか、また、安定的な財政運営を制度上どう担保するのかについて十分明らかにしないまま、年齢による区分や独立医療保険制度の創設、地域保険を前提として議論を進めることは拙速である。すなわち、

- ・ 給付と負担の関係を明確にした、持続可能な制度設計であること
  - ・ 社会保障制度全体の中で、適切な本人負担であること
  - ・ 現役世代からの支援は必要であると考えられるが、本人負担との均衡に配慮すること
  - ・ 公費負担の割合を適切に設定し、地方の財政負担が過度に生じないこと
- といった論点について、まず具体的に明らかにすべきである。

### 4 医療費適正化における国、都道府県、市町村の役割分担について

今後の抜本的な制度改正においては、医療保険制度及び医療費の適正化について、国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、権限と負担の在り方を明らかにする関係者の議論が必要不可欠である。

### ( 1 ) 国の役割

国は、国民皆保険を支える最終的な責任者として、医療保険制度を持続可能な制度として構築する立場にある。また、医療費適正化については、医療費に多大な影響を与える診療報酬制度等に権限を有する国が、主導的に推進しなければならない。

具体的には、医療費適正化に資する取組について、短期的（保険給付の範囲の見直し）、中期的（診療報酬体系の見直し）、長期的（生活習慣病対策等、予防施策）目標を示すとともに、医療・保健・介護の各分野における国、都道府県、市町村その他関係者の役割と連携の在り方を示した方針を、関係者との十分な議論を経て決定すべきである。

### ( 2 ) 市町村の役割

市町村は、住民にもっとも身近な基礎的自治体であり、国民健康保険、介護保険の保険者、生活習慣病予防や介護予防その他保健事業の実施主体として、老人医療費をはじめとした医療費適正化に資する取組を効果的に推進できる立場にある。

今後とも、その実績やノウハウを生かし、国の方針を踏まえ、地域の実情に合わせた施策を進める役割を担うべきである。

### ( 3 ) 都道府県の役割

都道府県は、国の方針を踏まえ、広域的自治体として、市町村が先の役割を効果的に果たすための専門的・技術的支援、関係者間の連携を促進するための調整を行う役割を担う。

また、都道府県は、「医療計画」「介護保険事業支援計画」「健康増進計画」等の既存計画に基づき医療提供体制の整備、介護保険、健康増進に関する取組をすでに進めている。これらの計画を着実に推進することは必要であるが、医療費適正化の主導的立場にない都道府県が新たに「医療費適正化計画」を策定しても実効性に乏しいと考えられるため、一律にその策定を求めるべきではない。

以 上